

## SACO施設空調機保守点検(暖房イン)

件名		SACO施設空調機保守点検(暖房イン)						
図面	面	図面番号 1/3						
縮尺		年月日	令和4年9月8日					
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画係長	管財係	施設係	企画係	係長	係係
陸上自衛隊	湯布院駐屯地	陸上自衛隊	湯布院駐屯地	陸上自衛隊	湯布院駐屯地	陸上自衛隊	湯布院駐屯地	陸上自衛隊

仕  
様  
書

1 件 名 : S A C O 施設空調機保守点検(暖房イン)

2 実施場所 : 大分県玖珠郡玖珠町日出生

陸上自衛隊日出生台演習場

3 概 要 : 空調機の保守点検(暖房イン)

4 一般事項

- (1) 本保守点検は、仕様書によるほか、「建築保全業務共通仕様書」及び、各製造メーカーの機器取扱要領に依り実施するものとする。
- (2) 請負業者は、契約後速やかに作業実施日を係官と調整を行い工程表等を提出して、係官の承認を受けるものとする。
- (3) 本保守点検の実施に際し、仕様書及び作業中疑惑を生じた場合は、係官と協議し実施するものとする。
- (4) 軽微な作業については、請負業者により点検修理を実施必要な事項及び異常を発見した場合は、その原因を究明し、本仕様書に明記なき事項で、技術的に既往修理を実施するものとする。
- (5) 本保守点検作業中に、作動不良及び運転不能等緊急な修理(過大な部品交換等を必要とする場合等)が発見された場合は、速やかに係官に連絡し指示を受けるものとする。
- (6) 作業中の安全確保には十分留意して現場管理を行うとともに、火災等の災害及び事故に注意する。
- (7) 作業に応じて養生等の処置を行ふものとする。
- (8) 本作業の写真はカラーとし、作業状況を撮影し、アルバム(A4版)に整理する。
- (9) 現場において、指定された以外への立入及び火氣の使用は禁止する。
- (10) 部隊側の電気・水道等を使用する場合は、係官の承認を受けた後使用し、その後料金を負担すること。
- (11) 本保守点検を実施した際、「保守点検報告書」を作成して1部提出するものとする。

5 保守点検機器の型式及び数量

場 所	機 器 名	型 式	數 量
S A C O 食堂	小型吸収式冷温水機	タクマ T 3 0 S 2	1基
	冷温水ポンプ	エバラ 65×50 F S 4.2	2台

6 保守点検内容

(1) 吸収式冷温水機

点 檢 項 目	点 檢 及 び 保 守 内 容
1 基礎・固定部	① 点検する。継みがある場合は増し締めをする。 ② 固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。

2 外観状況

- (1) 本体及び付属
- (2) 温度計及び圧力計

3 温水系統

- (1) 出口及び入口の圧力損失が規定値にあることを確認する。
- (2) 温水の漏水がないことを確認する。

4 気密確認

- (1) 規定値にない場合は調整する。
- (2) 漏れがある場合は補修する。

5 真空引き

抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力にまで抽氣する。

6 電気系統

- (1) 絶縁抵抗
  - (2) 端子
  - (3) タイマー
  - (4) サーマルリレー
- 操作回路、密閉ポンプ、抽気ポンプ等の絶縁抵抗を500Vの絶縁抵抗計を用いて測定し、その値が1MΩ以上あることを確認する。但し、低電圧回路(24V)以下は除外する。
- 端子、変色及び破損の有無を点検する。端子がある時は増し締めする。
- 作動制限、遅延、その他のタイマーが規定値で作動することを確認する。
- シーソンオフ点検時の機内圧力の降下有無を点検する。
- 抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力にまで抽氣する。

(1) 吸収式冷温水機

点 檢 項 目	点 檢 及 び 保 守 内 容
7 保安装置	(1) 保護スイッチ (2) 運転調整

(1) 保護スイッチ

冷水過冷却及び断水、液面リレー及び高溫再生器圧力その他スイッチの作動(作動が困難な場合は疑似回路による)の良否を点検する。

(2) インターロック

作動不良の場合、調整する。

運転調整

(1) 音及び振動  
 (2) 電流及び電圧  
 (3) 熱源  
 (4) 熱交換器

異常のないことを確認する。

運転時に、主電源電圧の変動が±10%以内にあることを確認する。

運転電流が既定の110%以下であることを確認する。

電動機の回転方向が正回転であることを確認する。

供給蒸気の一次圧力が既定の許容範囲ないにあることを確認する。

蒸気温度等を測定し、その値が許容範囲内であることを確認する。

蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内であることを確認する。

ハラジマセル部の焼損及び劣化度を確認する。

ハラジマセル部の焼損採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ度が既定の許容範囲内にあることを確認する。

溶液に汚れないことを確認する。

ストレーナ、ダートホケッテ等の水回路の水洗いを2回以上行う。

(2) ポンプ

点 檢 項 目	点 檢 及 び 保 守 内 容
1 基礎・固定部	(1) 固定金具の劣化、固定ボルトの緩みを点検する。 (2) 緒みがある場合は増し締めする。緒みのある場合増し締めをする。

2 本体

腐食、損傷及び漏洩の有無を点検する。

軸組手コム(ベレット)の損傷等の劣化の有無を点検する。

軸組手の芯狂いがばく音範囲内にあることを確認する。

芯狂いが著しい場合は調整する。

主電源電圧の変動が運転時に定格電流の±10%以内にあることを確認する。

木ノフ吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。

木ノフ吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることを確認する。

木ノフ回転方向が正回転であることを確認する。

木ノフ回転方向が正回転であることを確認する。

表示ランプの点灯の良否を点検する。

点灯不良の場合は交換する。

作動の良否を点検する。

(1) 制御盤  
 (2) 真空開閉器  
 (3) 電磁弁装置

操作回路、密閉ポンプ、抽気ポンプ等の絶縁抵抗を500Vの絶縁抵抗計を用いて測定し、その値が1MΩ以上あることを確認する。但し、低電圧回路(24V)以下は除外する。

端子、変色及び破損の有無を点検する。端子がある時は増し締めする。

作動制限、遅延、その他のタイマーが規定値で作動することを確認する。

シーソンオフ点検時の機内圧力の降下有無を点検する。

抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力にまで抽氣する。

(1) サーマルリレー

操作回路、密閉ポンプ、抽気ポンプ等の絶縁抵抗を500Vの絶縁抵抗計を用いて測定し、その値が1MΩ以上あることを確認する。但し、低電圧回路(24V)以下は除外する。

端子、変色及び破損の有無を点検する。端子がある時は増し締めする。

作動制限、遅延、その他のタイマーが規定値で作動することを確認する。

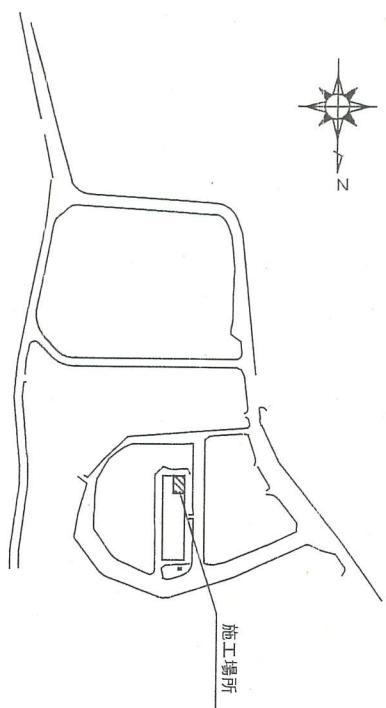
シーソンオフ点検時の機内圧力の降下有無を点検する。

抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力にまで抽氣する。

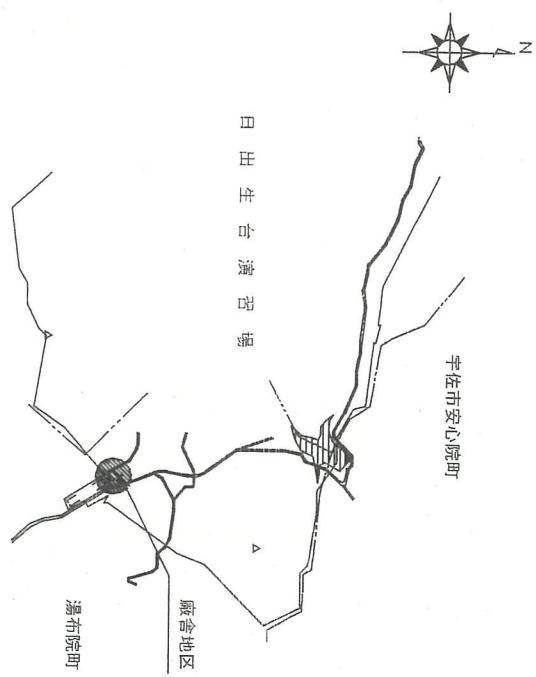
(4) サーマルリレー

陸 上 自 衛 隊 湯 布 院 駐 屯 地 業 務 隊

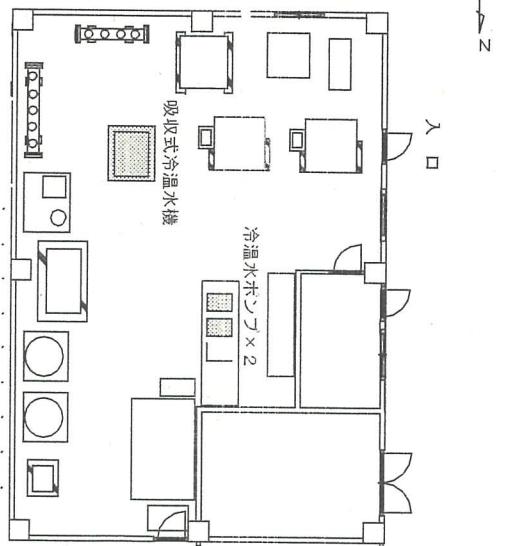
配 置 図



案 内 図



機械室配置図



件 名	S A C O 施設空調機保守点検（暖房イン）		
図 面	案内図	配置図	図面番号 3 / 3
縮 尺		作成年月日 令和 4 年 9 月 5 日	

陸上自衛隊湯布院駐屯地業務課